

戸田市救急自動車同乗研修実施要綱

平成23年8月18日消防長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、医療に従事する者等（以下「医療従事者等」という。）が、救急業務に関する実務経験又は研修等のための救急自動車同乗研修（以下「同乗研修」という。）に参加することにより、もって救急現場活動に対する理解の向上を図ることを目的とする。

(同乗研修の対象者)

第2条 同乗研修の対象者（以下「対象者」という。）は、医療従事者等とする。

2 医療従事者等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師、医大生、看護師及び看護学生
- (2) 救急業務に従事する者又は従事する見込みのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めた者

(受入手続)

第3条 同乗研修を申請する場合は、対象者が勤務又は在籍する病院、学校等の代表者（以下「申請者」という。）が、同乗研修を希望する期間の初日から起算して1月前までに、消防長に対し救急自動車同乗研修受入申請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 消防長は、前項に規定する申請があったときは、受入れの可否を決定し、救急自動車同乗研修受入承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(研修者の身分及び報酬等)

第4条 消防長は、同乗研修の受け入れを承認した対象者（以下「研修者」という。）に対し、消防本部の職員としての身分を付与しないものとし、報酬、賃金、手当等は支給しない。

(同乗研修費用)

第5条 消防長は、同乗研修に要する費用を徴収しない。

(服務)

第6条 研修者は、同乗研修中は研修に専念し、研修目的の達成に努めなければならない。

2 研修者は、消防職員が遵守すべき法令等の定めに従うものとし、研修者の指導、監督等を担当する消防職員（以下「研修担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

3 研修者は、消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 研修者は、同乗研修により知り得た情報を他に漏らしてはならない。同乗研修を修了した後についても同様とする。

5 前2項の規定に従わず、研修者が故意又は過失により消防本部の信用を傷つけ、不名誉となる行為をし、又は同乗研修により知り得た情報を他に漏らしたことにより消防本部に損害を与えたときは、消防長は、申請者及び研修者に当該損害額を限度として求償するものとする。

6 研修者は、病気等のため予定されていた同乗研修を行うことができない場合は、あらかじめその旨を研修担当者に連絡しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を研修担当者に連絡しなければならない。

(同乗制限)

第7条 消防長は、同乗研修の実施に当たり、出場指令の内容等により次の事項が予想される場合は、同乗を制限するものとする。

(1) 救急現場が危険な場所である場合

(2) 複数の傷病者が発生している場合

(3) その他救急現場活動に当たり、特に支障となると認められる場合

(事故責任等)

第8条 申請者及び研修者は、同乗研修中の全ての事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 同乗研修中における事故等に備え、申請者は研修者に傷害保険、賠償責任保険等に参加させるものとする。

3 研修者が、故意又は過失により消防本部又は第三者に損害を与えた場合、申請者及び研修者は、消防本部又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(同乗研修の中止)

第9条 消防長は、研修者が第6条第1項、第2項若しくは第3項の規定に違反した場合又は消防本部の業務に支障を来すと認めた場合には、同乗研修を中止することができる。

2 消防長は、前項の規定により、同乗研修を中止する場合は、申請者及び研修者にその旨を通知するものとする。

(庶務)

第10条 この要綱における庶務は、消防本部警防課において処理するものとする。ただし、同乗研修に関する研修者への連絡、指導等については、所属長及び研修担当者において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

戸田市消防長

申請者 住 所
法 人 名
代表者氏名

救急自動車同乗研修受入申請書

次の者が救急自動車に同乗し、救急現場活動に対する理解の向上を図るため、下記のとおり救急自動車同乗研修の受入れの申請をします。

記

- 1 対象者氏名
生年月日 昭和・平成 年 月 日
- 2 研修日時 年 月 日から 年 月 日まで
時 分から 時 分まで
- 3 連絡担当者 所 属
氏 名
連絡先

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市消防長 氏 名 印

救急自動車同乗研修受入承認書

年 月 日付けで申請のありました救急自動車同乗研修は、
下記の事項を条件とし承認します。

記

1 研修者氏名

2 研修日時 年 月 日から 年 月 日まで
時 分から 時 分まで

3 研修場所

4 服 務

- (1) 研修者は、同乗研修中は研修に専念し、研修目的の達成に努めなければならない。
- (2) 研修者は、消防職員が遵守すべき法令等の定めに従うものとし、研修者の指導、監督等を担当する消防職員の指導、指示等に従わなければならない。
- (3) 研修者は、消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 研修者は、同乗研修で知り得た秘密を研修期間のみならず、研修終了後も第三者に漏らしてはならない。

5 事故の責任

申請者及び研修者は、研修中の全ての事故については、自らの責任において対応しなければならない。